

かがわ地産地消応援事業所募集要項

平成22年6月24日 制定

平成25年5月16日 改正

平成29年10月1日 改正

かがわ地産地消運動推進会議

かがわ地産地消応援事業所とは

県民運動としての地産地消の推進や本県食料自給率の一層の向上を図るため、県産農林水産物等の利用促進に先導的に取り組む企業や大学等を、かがわ地産地消応援事業所として認定します。

1 認定対象

県内に事業所があり、県内において事業活動を行う企業等
(県内の企業、病院、社会福祉法人、大学等)

※認定は、原則として、本社又は本社の支店等(他県に本社があり本県に支店がある場合)を単位として行う。

2 認定区分の設定

より多くの企業等の参加を促すため、次の3つの部門を設定する。

- (1) 「弁当の日」部門
- (2) 「社員食堂」部門
- (3) 「給食施設」部門

3 認定要件

かがわ地産地消応援事業所は、社員等への「食」や「農」に関する情報発信等^{※1)}を行うとともに、各部門においては、次の取組みを実施すること

(1) 「弁当の日」部門

地産地消「弁当の日」^{※2)}を月1回以上設定すること

(2) 「社員食堂」部門

社員食堂において、県産農林水産物を利用したメニューの提供にあたり、次の2つの要件を満たすこと

- ① 年間を通じて県産農林水産物を積極的に利用すること
 - ・ 米は100%香川県産を利用すること
 - ・ 地産地消メニュー^{※3)}を、月1回以上提供すること
- ② 利用者に対して、県産農林水産物の情報発信を行うこと
(献立表等への使用する県産農林水産物の明示など)

(3) 「給食施設」部門

給食施設において、県産農林水産物を利用したメニューの提供にあたり、「社員食堂」部門と同様な要件を満たすこと

※1) 「食」や「農」に関する情報発信等

- ・ 社員等への啓発や県等の啓発物の設置・配布協力、県メールマガジン登録など

※2) 地産地消「弁当の日」

- ・ 県産米を中心として、地域食材をバランス良く組み合わせた弁当を持参する日
＜弁当の例＞県産米100%と、その他食材のうち半分以上(食材数)で県内産を利用したもの

※3) 地産地消メニュー

- ・ 県産農林水産物を半分以上(食材数)利用したメニュー

4 地産地消応援事業所への支援

(1) 認証プレートの交付

(2) 県ホームページ等での取組みの紹介

かがわ地産地消応援事業所の取組みや提供された情報は、県の地産地消ホームページ「讃岐の食」に掲載(ホームページを所有する企業等の場合、要望に応じてリンク)し、紹介する。

(3) 応援資材の提供

かがわ地産地消応援事業所には、要望に応じ、地産地消応援資材(地産地消のぼりなど)を提供する。

(4) 地産地消イメージキャラクターの使用

かがわ地産地消応援事業所は、名刺や印刷物などに、地産地消イメージキャラクター「讃太くん」の表示ができる。

(5) 地産地消活動の支援

かがわ地産地消応援事業所には、県産農林水産物の情報提供などを行う。

5 申請方法

「かがわ地産地消応援事業所」認定申請書(別紙1、2)に必要事項を記入のうえ、FAX又はメール、郵送で申し込む。

6 審査・認定

かがわ地産地消運動推進会議が、提出された認定申請書を審査し、3の認定要件を満たす企業等を県が「かがわ地産地消応援事業所」に認定する。

7 募集期間

平成22年6月～平成32年度

8 認定事項の変更

かがわ地産地消応援事業所に認定された企業等は、取組内容等申請事項に変更があった場合、速やかに届け出るものとする。

9 認定の取消

県は、かがわ地産地消応援事業所の取組状況について、申請内容やホームページの掲載内容などが、現状と比較して著しく異なる場合、当該企業等と協議の上、認定を取り消すことがある。

【申請書の提出及び問い合わせ先】

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

かがわ地産地消運動推進会議事務局

(香川県農政水産部農政課)

TEL : (087) 832-3395 FAX : (087) 806-0202